

医療DXの進捗状況等について（報告）

厚生労働省 政策統括官（情報政策担当）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

電子カルテ情報共有サービスの運用について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

電子カルテ情報共有サービスの運用開始に向けた実施状況

現状

【モデル事業等の状況】

- 現在、全国10地域でのモデル事業において、電子カルテ情報共有サービスの運用の検証や課題の確認などを進めている。
- 加えて、健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループにおいて、モデル事業で得られた課題を踏まえた対応策の検討を行いつつ、電子カルテ情報共有サービスの改修や技術文書（技術解説書等）の改版、更なる検証等を進めているところ。

（課題と対応策の例）

- ・ 感染症情報について、医師が患者に説明していない状態で共有されることの懸念
→医療機関等向けと患者向けで共有のタイミングを整理
- ・ 食品アレルギーで使われる医療機関内のコードと情報共有に用いるコードのマッピングについて
→最低限マッピングすべきものを整理。マッピングのルールも整理。

【その他】

- 電子カルテ情報共有サービスへの情報登録や登録された情報を閲覧等に当たって医療従事者に参照いただくための「医療従事者向けの指針」の検討を進めている。
- その他にも医療機関で使用いただく資材の検討や、使用するコードのマッピングの支援策の検討、国民向け周知広報の検討等を行っているところ。

今後の対応について

今後のスケジュール（案）

○ 現在下記のスケジュールで、令和8年度冬頃に全国で利用可能な状態にすること（運用開始）を目指している。

	令和 7 年度			令和 8 年度													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
国・支払 基金	▼ 技術解説書2.0.0版			▼ 技術解説書(検証用)公開済み									▼ 技術解説書(運用開始用) 公開予定 ▼ 全国的な運用開始 (令和 8 年度冬頃)				
				電子カルテ情報共有 サービス改修													
	技術作業班			技術解説書改版作業			運用整理・技術解説改訂作業										
				医療従事者向け利用指針（仮）作成						▼ 利用指針公表（仮） （準備ができ次第）							
モデル医 療機関	(改修が不要な検証事項) 情報閲覧、文書情報のやりとりなど																
						技術解説書(検証用)に伴う 電子カルテ改修				検証							

運用開始後について

- 運用開始後は、全国の医療機関で電子カルテ情報共有サービスへの対応が進むよう導入推進策を行っていく。
- 医療介護総合確保法における電子診療録等情報に係る体制整備については、サービスの運用開始の段階においてはまずは法律上で想定された地域医療支援病院を指定の上、今夏に策定する普及計画の効果も踏まえながら、運用開始後も含めて努力義務の対象の拡大について引き続き検討を進めていく。

●地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）
第三十八条（略）
2 医療法第四条第一項に規定する地域医療支援病院その他の厚生労働省令で定める病院の管理者は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、支払基金電子診療録等情報管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務が円滑に実施されるよう、第十二条の三第一項の規定による電子診療録等情報の提供及び電子診療録等情報を利用する体制の整備に努めなければならない。

- そのうえで、医療と介護に連携に関する情報など、全国医療情報プラットフォームで取扱う情報の拡充についても進めていく。 4

医療情報化推進方針（案）について

医療情報化推進方針及びDX審査支払機構の中期計画・年度計画

支払基金における医療DX業務への国によるガバナンスを発揮する観点から、昨年成立した医療法等改正法により、厚生労働大臣は医療情報化推進方針を作成することとされている。

また、同改正法により、支払基金は本年10月にDX審査支払機構に改組され、中期計画及び年度計画を策定することとされている。なお、年度計画に関しては、厚生労働大臣の評価の対象となっている。

「医療情報化推進方針」

作成主体：厚生労働大臣

対象期間：3年以上、6年以内

方針内容：医療情報化推進の意義及び基本的な方向
国、DX審査支払機構、国保連その他関係者の取組
機構が作成する中期計画の基本事項 等

「中期計画」

作成主体：DX審査支払機構

対象期間：期間の定めなし（※推進方針に合わせる予定）

計画趣旨：上記方針に基づき、医療情報化推進業務の運営
その他の医療情報化推進の実施に関する中期計画

計画内容：医療情報化推進のための達成目標
目標を達成するために取り組むべき措置

「年度計画」

作成主体：DX審査支払機構

対象期間：1年間（1事業年度）

計画趣旨：中期計画に基づき、その事業年度の医療情報化推進業務の運営に関する計画

【厚生労働大臣による評価】

機構は、毎事業年度の終了後、厚生労働大臣の評価を受けることとされている。（機構法31条）

（評価の仕組み）

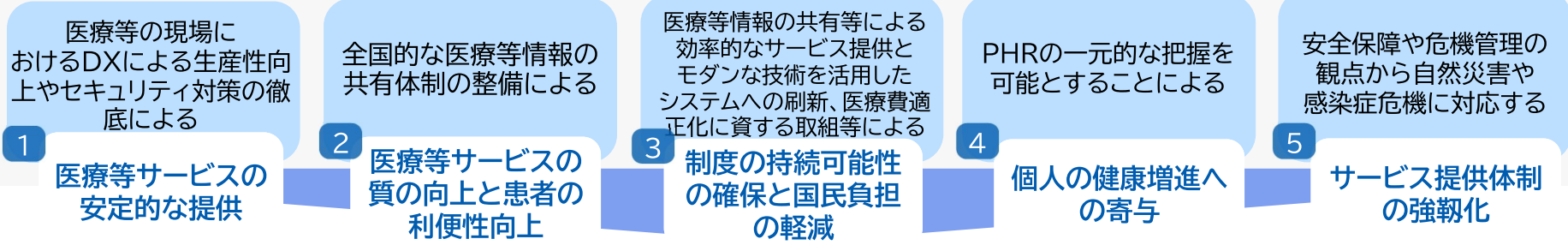
- 機構は、各事業年度の終了後3月以内に、厚生労働大臣に対して、業務の実績や自己評価結果を明らかにした**報告書を提出・公表**。
- 厚生労働大臣は、**総合的な評定を付して評価**。
- 評価を実施後、**機構に評価結果を通知・公表**。
- 機構は、評価結果を**中期計画・年度計画や業務運営の改善に適切に反映**。また、反映状況を公表。
- 厚生労働大臣は、評価結果に基づき、必要がある
と認めるときは、機構に対し、**業務運営の改善その他の必要な措置を講ずるよう命令が可能**。

1. 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

医療情報化推進の意義

「点で進んできたDXを、国がハブとなって“線”につなぎ、やがて“面”へ。」

個々の医療機関等の業務運用に即して構築してきた多様なデジタル基盤を、国が共通ルールや共通プラットフォームで束ね直し、民間の創意工夫を組み合わせ、日本全体で「つながるDX」へ再構築する。この再構築を通じて、以下の5点を実現する。



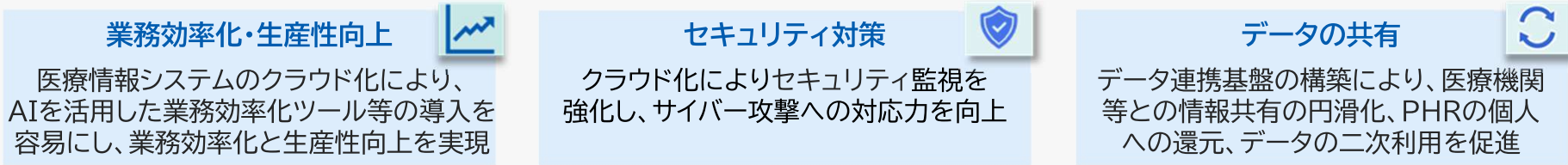
「国民一人ひとりにとって最適で質の高い医療等サービスが安定的・持続的に受けられる社会」を目指す。

医療情報化推進の基本的な方向

クラウド移行で3つを実現

「オンプレミスのたこつぼ化を越え、クラウドで基盤をつなぎ直す。」

「つながるDX」を実現するために、オンプレミスによるたこつぼ型の構造をつむぎ直し、共通ルールのもとで相互接続が可能なクラウド型基盤へと再構築していく。



全国医療等情報プラットフォームの構築

医療機関や薬局、介護事業者、保険者、救急隊、自治体などが医療等情報を共有できるようにするとともに、国民もマイナポータル等で情報を閲覧・活用できる環境を実現する。

構築に当たっては、以下の点に留意して推進していく。

- ✓ DXサービス利用を効率的・計画的に行うための部局間連携の強化
- ✓ 電子カルテの認証制度活用によるベンダーへの改修要請
- ✓ 費用対効果を踏まえたシステムの導入判断
- ✓ ダッシュボードによる進捗・効果の見える化、国民の理解醸成

対象期間

2026年10月1日～2030年3月31日

※医療計画や介護保険事業計画のスケジュールを踏まえ、第1期は3年半、その後当面は3年ごととする予定。

目標

(2028年度までに)

電子カルテ
普及率
100%

200床以上の病院(療養病床等が中心の病院を除く)の電子カルテ

電子カルテ
普及率
約100%

必要な患者の医療情報共有が可能な電子カルテ

(2030年末までに)

サイバー
セキュリティ
対策100%

地域の拠点となる病院の対策100%実施

クラウド
ネイティブ型の
環境整備

大病院向けのクラウドネイティブ型製品の提供

1. 医療DXサービス利用のための基盤整備	
(1)	クラウドネイティブ型電子カルテの普及
(2)	大病院向けのクラウドネイティブ型製品(電子カルテ・部門システム)の開発・普及支援
(3)	サイバーセキュリティ対策の強化
2. 全国医療等情報プラットフォーム	
(1)	医療情報基盤
①	マイナ保険証を基本とする仕組みにおける医療機関等の環境整備の推進
②	レセプト情報等に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化
③	診療報酬改定DXの推進
④	電子処方箋の普及と利活用等の推進
⑤	電子カルテ情報共有サービスの運用開始と情報の拡張
⑥	救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化
⑦	救急隊と医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を構築
⑧	次の感染症危機に備えた対応等
⑨	診断書等提出の電子化
⑩	HPKI等の暗号移行対応等
⑪	医薬品コードの整備
(2)	介護情報基盤
①	介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

(3) 行政・自治体情報基盤	
①	PMH分野横断共通機能の運用
②	医療費助成のオンライン資格確認の更なる推進
③	予防接種事務のデジタル化
④	母子保健DXの推進
⑤	自治体検診情報を共有する仕組みの構築
⑥	生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進
⑦	指定難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請手続のオンライン化
⑧	自立支援医療の支給認定申請等のオンライン化
⑨	難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化
(4) マイナポータル及びマイナポータルAPIを活用した国民への医療等情報の還元	
①	国民への医療等情報の還元
3. 医療等情報の二次利用	
(1)	公的DBにおける仮名化情報の利用・提供
(2)	電子カルテ情報データベースの構築及び運用
(3)	自治体検診情報の二次利用
(4)	公的DB等の情報連携基盤の構築及び利用促進
(5)	次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用の推進
(6)	医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等の検討
(7)	保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供
(8)	保険者による保健事業の推進支援

3. DX審査支払機構における中期計画

DX審査支払機構においては、次の点に留意の上、組織の特性を活かしつつ、中期計画を作成するものとする。

中期計画の期間	2026年10月1日～2030年3月31日	
計画期間中の重点取組事項	1. 医療DXサービス利用のための基盤整備	上記2. のうちDX審査支払機構において特に取り組むべき事項
	2. 全国医療等情報プラットフォーム	
	3. 医療等情報の二次利用	

医療情報化推進業務の運営の効率化に関する事項		
✓ 効率的・効果的な組織運営の推進	✓ システムに係る調達の最適化	✓ AI等の先端技術の利活用による業務の効率化及び高度化
その他医療情報化推進業務の運営に関する重要事項		
✓ 人材の育成及び確保	✓ 情報セキュリティ対策及び個人情報保護	✓ 国民や医療関係者等に向けた情報提供や情報共有の充実

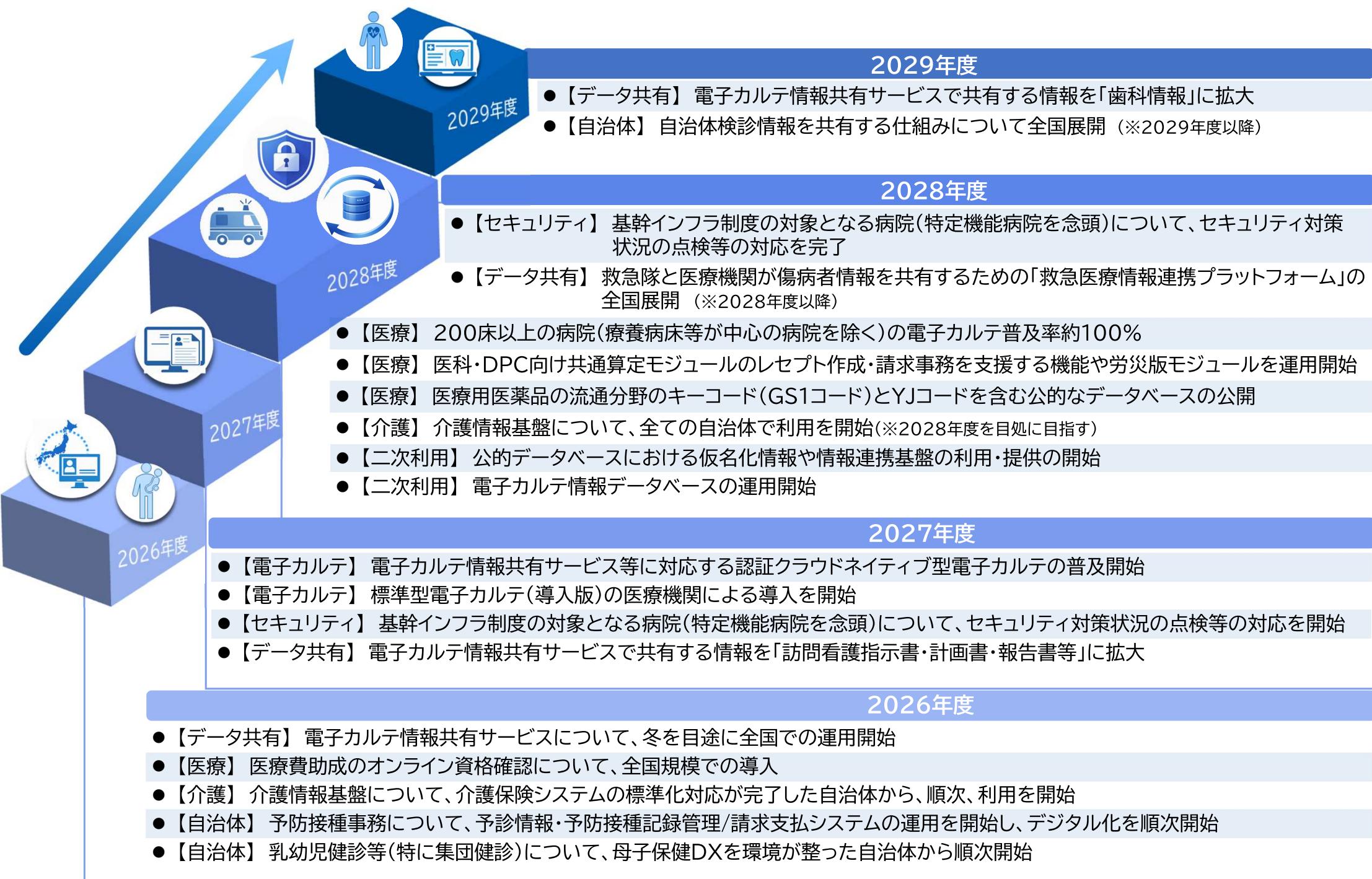
4. 医療法の基本方針及び介護保険法の基本指針との整合性確保

医療情報化推進は、医療・介護サービスの安定供給や質の向上、制度の持続可能性確保等により、医療提供体制の確保や介護保険給付の円滑な実施に寄与するため、医療法の基本方針及び介護保険法の基本指針との整合性を確保しながら推進する。

5. その他医療情報化推進に関し必要な事項

医療情報化推進の取組が確実に進むよう進捗を定期的に確認し、政策効果の検証を行うとともに、デジタル技術の進歩を踏まえて取組の強化や方針の見直しのフォローアップを行う。

医療情報化推進方針(案)(第1期:2026年10月~2030年3月)に基づき予定している主な取組



歯科における医療 D X

ひと、くらし、みらいのために

電子処方箋・電子カルテの目標設定等の概要

1. 電子処方箋の新目標

- 電子処方箋については、「概ね全国の医療機関・薬局に対し、2025年3月までに普及させる」※1こととしていた。
2025年6月時点で運用開始済の薬局は8割を超えており、薬局については今夏には概ね全ての薬局での導入が見込まれる。
一方、医療機関への導入は1割程度に留まる。
- 医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要であるため、**電子処方箋の新たな目標では、電子カルテ／共有サービスと一体的な導入を進めることとし、「患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す」。**
歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

※1 医療DXの推進に関する工程表 2023.6.2 医療DX推進本部

2. 電子カルテ／共有サービスの普及策

- 電子カルテについては、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための**電子カルテの導入を目指す**」※1こととしている。この目標達成に向け、**オンプレ型で、かつ、カスタマイズしている現行の電子カルテから、いわゆるクラウドネイティブを基本とする廉価なものへと移行**することを図りつつ、
 - ① 電子カルテ導入済の医療機関※2には、次回更改時に、共有サービス／電子処方箋に対応するシステム改修等の実施、
 - ② 電子カルテ未導入の医療機関※2には、**共有サービス／電子処方箋に対応できる標準化された電子カルテの導入**を進める。※2 医科診療所／病院が対象。歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

今後の主な対応方針

- 標準型電子カルテ（デジタル庁で開発中）について、本格運用の具体的内容を2025年度中に示した上で、**必要な支援策の具体化を検討するとともに、2026年度中目途の完成**を目指す。
- 併せて、標準型電子カルテの要件※3を参考として、**医科診療所向け電子カルテの標準仕様（基本要件）を2025年度中に策定**する。
※3 小規模な医療機関でも過度な負担なく導入が可能となるよう、①共有サービス・電子処方箋管理サービスへの対応、②ガバメントクラウドへの対応が可能となり、かつ、1つのシステムを複数の医療機関で共同利用することで廉価なサービス提供が可能となるマルチテナント方式（いわゆるSaaS型）のクラウド型サービスとする、③関係システムへの標準APIを搭載する、④データ引き継ぎが可能な互換性を確保すること等を要件とする方向。
- **2026年夏までに、電子カルテ／共有サービスの具体的な普及計画**を策定する。

戦略17分野(デジタル・サイバーセキュリティ) 医療DXロードマップ

令和8年7月21日(火) 日本成長戦略本部(第2回) 資料2
デジタル・サイバーセキュリティ
クラウドネイティブに最適化された医療DX基盤

3. 官民投資促進に向けた課題と政策パッケージ【政策手段】

(1)投資促進に向けた課題

①不確実性の要因

- ・ 大病院のシステム開発コスト：
大病院の電子カルテは、業務処理が多く、ネットワークも複雑。開発規模が大きく、刷新の開発投資にはリスクが大きい。
- ・ 大病院の情報システムの複雑性：
電子カルテと独自インターフェースで接続するオンプレミス型の部門システムが多数。電子カルテのみをクラウド化しても、メリットを享受できない(部門システムも一体で開発に踏み切る必要あり)。また、開発に必要な標準インターフェースがない。

②リソース制約

- ・ ベンダー規模：
特に部門システムでは、小規模ベンダーが多く、クラウドネイティブ型の開発体力がない。
- ・ 導入作業：
オンプレミス型からの移行には、個々の医療機関ごとにBPRやデータ移行などの導入支援が必要。リソースが足りない。

(2)講じるべき政策パッケージ

①クラウドネイティブ型の情報システム(電子カルテ・部門システム)への転換

<クラウドネイティブ型電子カルテの普及>

- ・ 電子カルテの標準仕様の策定、標準仕様準拠製品の認証制度の構築(2026年度中に認証)
- ・ 認証された電子カルテ製品に対する普及支援/認証製品の導入のための地域提供ベンダーの連携体制の構築/認証製品へのデータ移行支援

<大病院向けのクラウドネイティブ型製品(電子カルテ・部門システム)の開発・普及支援>

- ・ 電子カルテ、部門システムにおけるクラウドネイティブ型製品の一体的・集中的な開発・普及支援
- ・ クラウドネイティブ型製品の開発の前提となる電子カルテと部門システムの標準インターフェースの構築(恒久的管理体制の整備)、標準仕様としての規定
- ・ 特定機能病院等の高機能な病院等におけるクラウドネイティブ型の情報システムの導入支援

<病院DXの推進>

- ・ AI等を活用した業務効率化支援ツール等の導入支援による病院DXの推進

②サイバーセキュリティ対策の強化

<早急に対応すべき地域の拠点となる病院のサイバーセキュリティ対策の強化>

- ・ ネットワークの外部接続点の監視等による適正化の推進、サーバ等の管理強化(多要素認証等の導入)

③全国的なデータ連携基盤整備

<政府の医療DXサービスに対応する電子カルテの普及(クラウドネイティブ型製品が普及するまでの対応)>

- ・ 政府の医療DXサービスへの対応に特化した診療所向けの「標準型電子カルテ・導入版」を国が開発し、普及
- ・ 病院等における電子カルテ情報共有サービス等への接続支援の強化(簡便な接続アプリの提供)
- ・ 政府の医療DXサービスへの接続機能を標準として備えた「パッケージ版・電子カルテ製品」の普及支援

<政府の医療DXサービスの機能拡充>

- ・ 研究者や企業等による一層の利活用につながるゲノムを含む医療等データ利活用基盤・TRE環境※の構築の加速化
- ・ 全国医療情報プラットフォーム(オンライン資格確認、電子処方箋、クラウド間連携基盤の構築等)の各種の政府の医療DXサービスについて、機能拡充、利用促進等を図るとともに、医療提供体制のDX化を推進

※ Trusted Research Environment。機微なデータを安全に管理・分析するための隔離された解析環境。

歯科における医療DXの目標

- 「デジタル行財政改革 取りまとめ2026」（令和8年7月7日デジタル行財政改革会議決定）において、歯科の医療DXの推進について「2026年夏を目途に、具体的な工程表を公表し、計画的に進める。」と示された。

（抜粋）

（5）歯科の医療DXの推進

国民一人一人が、より質の高い医療を受けられるようにするためには、歯科の医療情報の共有も重要な課題である。例えば、手術の前後に行う周術期等の口腔機能管理の実施内容等を多職種で共有することで、合併症の防止につながる。また、糖尿病と歯周病など、口腔の状態が全身の状態にも影響することも報告されている中で、医科歯科間で直近の病状等の正確な共有は、患者本人の状況に応じた、より適切な治療につながる。さらに、近年、専門性の高い治療が必要な場合など歯科医療機関間の患者紹介も増加しており、業務効率化の観点を含め、医療機関間の情報共有の重要性が増している。

今後は、生産年齢人口が減少する中で、業務効率化を進めつつ、国民がより質の高い医療を受けられるようにするために、歯科の医療情報についても医療機関間で共有できるよう、歯科の医療DXについて次の方向で取組を進める。

- ・ まずは、電子カルテ情報共有サービスを通じて共有する歯科の医療情報の内容を確定する。
- ・ 歯科の医療情報を共有できるよう、将来的には概ね全ての歯科医療機関が標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテに移行することを目指す。このため、2026年度から歯科医療機関向けのクラウドネイティブ型電子カルテの標準仕様を策定し、その普及に向けた取組を進める。
- ・ 標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテが普及するまでの対応策を検討し、取組を進める。
- ・ これらを通じて、医療機関全体の電カル導入目標の達成に向けて取組を進める。

こうした取組について、2026年夏を目途に、具体的な工程表を公表し、計画的に進める。

歯科の医療DX工程表（案）

- 電子カルテについては、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」※¹ こととしている。歯科と医科で連携して診療に取り組むことは重要であり、歯科医療機関も含む医療情報の共有が可能となるよう、歯科医療機関においても電子カルテの普及をめざす。

（※1）「医療DXの推進に関する工程表 2023.6.2 医療DX推進本部」より

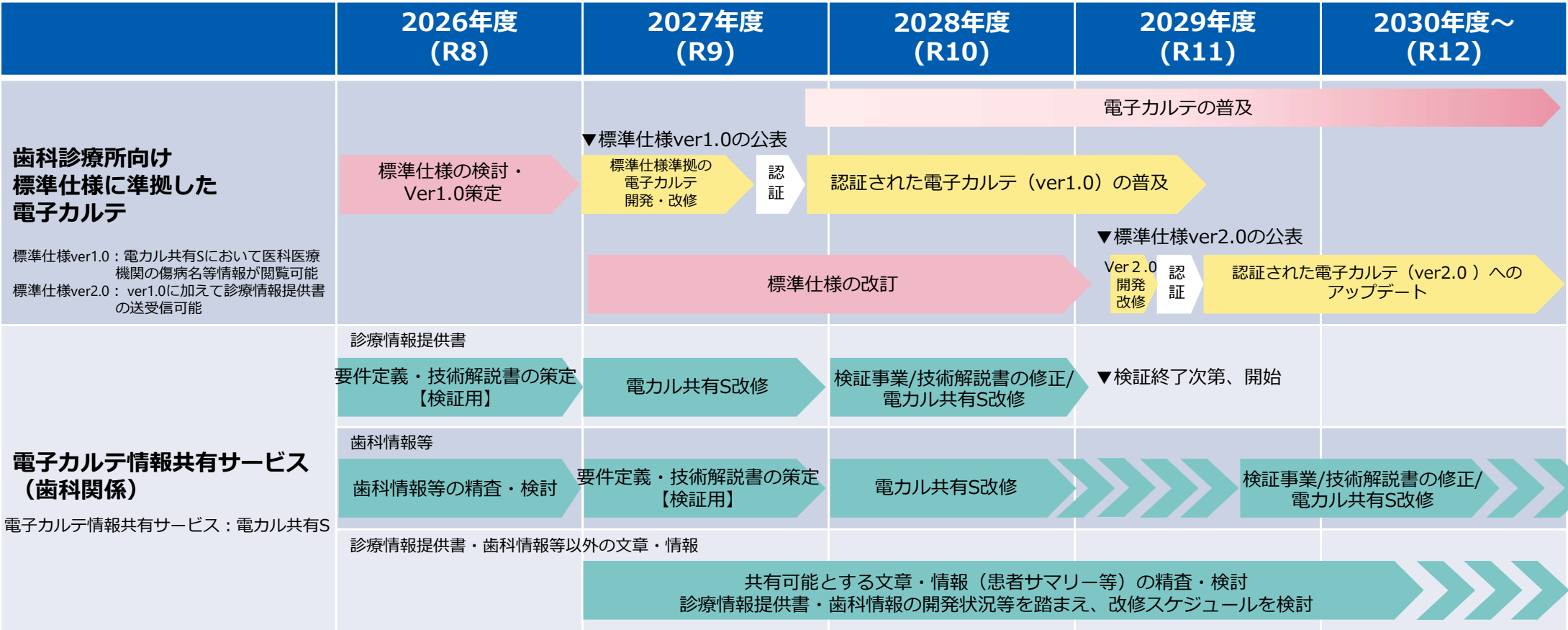
- 歯科診療所では、次回更改時に現行のシステムから、
 - ・標準仕様 ※² に準拠した認証電子カルテ製品

（※2）標準仕様は、医科診療所と同様、クラウドネイティブ型であること、電子カルテ共有サービス等の対応を要件とすることを想定

 - ・政府のDXサービスへの接続機能等を標準として備えたパッケージ版・電子カルテ製品への更改を目指す。
- 現状、カルテ作成支援機能を有するオンプレ型のレセプトコンピューターが広く普及していることを踏まえ、そのシステム改修等により政府のDXサービスに対応する標準化された電子カルテの普及につなげる。

歯科の医療DX工程表（案）

- （歯科診療所向け電子カルテの普及）
- 令和 8 年度中を目途に歯科診療所向けの電子カルテの標準仕様を策定し、公表する。令和 9 年度中から標準仕様に準拠した電子カルテの普及開始を目指す。
- （電子カルテ情報共有サービスによる診療情報提供書等の共有）
- 歯科の診療情報提供書の共有について、令和 9 年度に電子カルテ情報共有サービスの改修を実施し、検証事業を経た上で、令和11年度から開始することを目指す。
 - 歯科の医療情報等の共有については、令和 8 年度中にその内容を確定し、令和 9 年度中にシステム改修に向けた要件定義及び技術解説書の策定を行い、令和10年度から電子カルテ情報共有サービスの改修を実施する。
 - そのほか、患者サマリー等の共有可能とする文書・情報については、令和 8 年度以降にその精査・検討を行う。



参考資料

「医療情報化推進方針」と「中期計画」の構成・内容

医療情報化推進方針は総確法において、中期計画は機構法（現在の支払基金法）において、それぞれその内容を規定。

医療情報化推進方針（総確法11条の2）

- 策定主体：[厚生労働大臣](#)
- 対象期間：[3年以上、6年以内](#)
- 医療情報化推進とは、「地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の活用の推進並びにその基盤の整備及び運営」をいう。
- 方針には、以下の事項を定める。
 - 医療情報化推進の[意義及び基本的な方向](#)に関する事項
 - [国、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構、国民健康保険団体連合会](#)その他[関係者](#)が取り組むべき事項
 - 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が作成する[中期計画の基本](#)となるべき事項
 - 医療法に規定する[基本方針](#)、介護保険法に規定する[基本指針との整合性の確保](#)に関する事項
 - その他医療情報化推進に関し必要な事項
- 厚生労働大臣は、あらかじめ、[関係行政機関の長に協議](#)する。

中期計画（機構法29条）

- 策定主体：[医療情報基盤・診療報酬審査支払機構](#)
- 対象期間：[期間の定めなし](#)（※推進方針に合わせる予定）
- 医療情報化推進方針に基づき、[医療情報化推進業務の運営その他の医療情報化推進の実施](#)に関する中期計画を作成する。
※医療情報化推進業務…機構法18条1～7項、2項1号などに掲げる業務（＝機構が実施する医療DX関連業務）
- 中期計画には、以下の事項を定める。
 - 医療情報化推進方針に基づく[医療情報化推進のために達成すべき目標](#)に関する事項
 - 前号の目標を達成するために[取り組むべき措置に関する事項](#)
 - その他医療情報化推進業務の運営に必要な事項
- 中期計画は、[厚生労働大臣の認可](#)が必要。厚生労働大臣は、認可の際、あらかじめ、[関係行政機関の長に協議](#)する。認可後、[計画の変更命令も可能](#)。
- [機構、連合会、地方公共団体、保険者、医療機関等その他の関係者](#)は、上記①の目標達成のため、②及び③の事項の実施において、[相互に連携を図りながら協力](#)しなければならない。

改正の趣旨

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療DXの推進のために必要な措置を講ずる。

改正の概要

*を付した事項は衆議院による修正部分（概要）

1. 地域医療構想の見直し等【医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等】

- ①-1 地域医療構想について、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するため、以下の見直しを行う。
 - ・病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とする。
 - ・地域医療構想調整会議の構成員として市町村を明確化し、在宅医療や介護との連携等を議題とする場合の参画を求める。
 - ・医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能等）報告制度を設ける。
- ①-2 厚生労働大臣は5疾病・6事業・在宅医療に関し、目標設定・取組・評価が総合的に推進されるよう都道府県に必要な助言を行う。*
- ①-3 都道府県は病床数の削減を支援する事業を行える（削減したときは基準病床数を削減）ほか、国は予算内で当該事業の費用を負担する。*
- ② 「オンライン診療」を医療法に定義し、手続規定やオンライン診療を受ける場所を提供する施設に係る規定を整備する。
- ③ 美容医療を行う医療機関における定期報告義務等を設ける。

2. 医師偏在是正に向けた総合的な対策【医療法、健康保険法、総確法等】

- ① 都道府県知事が、医療計画において「重点的に医師を確保すべき区域」を定めることができることとする。
保険者からの拠出による当該区域の医師の手当の支給に関する事業を設ける。
- ② 外来医師過多区域の無床診療所への対応を強化（新規開設の事前届出制、要請勧告公表、保険医療機関の指定期間の短縮等）する。
- ③ 保険医療機関の管理者について、保険医として一定年数の従事経験を持つ者であること等を要件とし、責務を課すこととする。

3. 医療DXの推進【総確法、社会保険診療報酬支払基金法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等】

- ①-1 必要な電子カルテ情報の医療機関での共有等を実現し*、感染症発生届の電子カルテ情報共有サービス経由の提出を可能とする。
- ①-2 2030年末までに電子カルテの普及率約100%を達成するよう、医療機関業務の電子化（クラウド技術等の活用を含む）を実現する。*
- ② 医療情報の二次利用の推進のため、厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベースの仮名化情報の利用・提供を可能とする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金を医療DXの運営に係る母体として名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行う。
また、**厚生労働大臣は、医療DXを推進するための「医療情報化推進方針」を策定する。**その他公費負担医療等に係る規定を整備する。

4. その他（検討規定）*

- ①外来医師過多区域での新たな診療所開設の在り方、②医師手当事業に関して保険者等が意見を述べられる仕組みの構築、
③介護・福祉従事者の適切な処遇の確保

等

施行期日

このほか、平成26年改正法において設けた医療法第30条の15について、表現の適正化を行う。

令和9年4月1日（ただし、一部の規定は公布日（1①-2及び①-3並びに4②及び③）、令和8年4月1日（1②、2①の一部、②及び③並びに4①）、令和8年10月1日（1①-1の一部）、公布後1年以内に政令で定める日（3①-1の一部及び①-2）、公布後1年6月以内に政令で定める日（3③の一部）、公布後2年以内に政令で定める日（1③及び3③の一部）、公布後3年以内に政令で定める日（2①の一部並びに3①-1の一部及び3②）等）

3. 医療DXの推進④ 社会保険診療報酬支払基金の組織体制の見直し等について

社会保険診療報酬支払基金の組織体制の見直し

① 法人名称の見直し

- 診療報酬の審査支払業務と医療DX業務の両方を担う法人の名称とするため、「**医療情報基盤・診療報酬審査支払機構**」とする。

② 医療DX業務への国のガバナンス発揮

- 厚生労働大臣が、医療DXの総合的な方針（「**医療情報化推進方針**」）を定め、支払基金は、医療DXの中期的な計画（「**中期計画**」）を定めることとする。

③ 柔軟かつ一元的な意思決定体制

- 現行の理事会（4者構成16人）に代えて、「**運営会議**」を設置。**法人の意志決定を行い、業務の執行を監督する。**
- 審査支払に関する予算・決算や事業計画等は、新たに設ける「**審査支払運営委員会**」において決定する。
- 医療DX業務を担当する常勤理事（CIO）**を新たに設ける。
- 医療DX業務は、運営会議における方針決定を受けて、理事長・CIO等が中心となって柔軟かつ迅速に執行していく体制とする。

④ セキュリティ対策の強化

- 医療情報の**安全管理のための必要な措置を講じる義務**を設ける。
- 重大なサイバーセキュリティインシデントや情報漏洩等が発生した場合に、**厚生労働大臣への報告義務**を設ける。

公費負担医療等の効率化の推進

- 公費負担医療・地方単独医療費助成の効率化については、デジタル庁においてシステムが設計・開発・運用され、**令和5・6年度に183自治体（22都道府県、161市町村）が先行実施事業**に参加。
- メリットを全国規模で広げていくため、「医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」等に基づき、**順次、参加自治体を拡大し、令和8年度中に全国規模での導入を目指す。**
- その上で、安定的な実施体制の整備のため、**法的整備等を通じて、支払基金又は国保連において、システムの管理・運用等の業務を実施する体制を整備**（令和9年度より）



- 患者：紙の受給者証を持参・提示する手間を軽減できる。
- 医療機関・薬局、自治体：正確な資格確認による資格過誤請求の減少を通じて、医療費の請求・支払に係る事務負担を軽減できる。

【改正案による法的整備の内容】

- 公費負担医療※のオンライン資格確認に係る業務を自治体等から支払基金又は国保連に委託
- 支払基金又は国保連において、システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施

※ 障害者総合支援法に基づく精神通院医療・更生医療、難病法に基づく特定医療費、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費など

医療情報化推進方針(案) 工程表

対象期間

2026年(令和8年)10月1日～2030年(令和12年)3月31日

1. 医療DXサービス利用のための基盤整備

1. 医療DXサービス利用のための基盤整備		2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
クラウドネイティブ型 電子カルテの普及	電子カルテ認証制度の構築	標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテの認証・普及			
	標準型電子カルテ(導入版)の開発・改良	標準型電子カルテ(導入版) 運用・普及			
	歯科電子カルテの標準仕様の策定・認証制度の構築	歯科の標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテの普及			
大病院向けのクラウドネイティブ型製品 (電子カルテ・部門システム)の 開発・普及支援	部門システム標準インターフェイス策定・管理体制の検討	部門システム標準インターフェイスの管理・各製品への実装			
		大病院向けのクラウドネイティブ型製品(電子カルテ・部門システム)の開発			実装
サイバーセキュリティ 対策の強化	<人材育成等>				
		医療機関等におけるセキュリティリテラシーを高める研修	地域の拠点となる病院におけるセキュリティ専門人材の育成・配置		
			外部セキュリティ人材の活用推進		
	<医療機関対策>	地域の拠点となる病院を中心に外部接続点の適正化を含むセキュリティ対策の推進			
		各地方において先行して基幹インフラ制度の対象となる病院のセキュリティ点検・致命的な脆弱性の確認と対応			
			基幹インフラ制度の対象となるその他の病院のセキュリティ点検・対応		
	<医療機器対策>				
		医療機器のサイバーセキュリティを確保するための基盤整備	医療機器のサイバーセキュリティを確保するための対策を強化		

医療情報化推進方針(案) 工程表

対象期間

2026年(令和8年)10月1日～2030年(令和12年)3月31日

2. 全国医療情報プラットフォーム

医療情報基盤

マイナ保険証を基本とする
仕組みにおける医療機関等の
環境整備の推進

マイナ保険証の利用環境の整備・向上

レセプト情報等に基づく医療情報
を患者や全国の医療機関等で確認
できる仕組みの機能強化

情報連携項目の追加、医療情報のサマリー表示機能の追加等の機能拡充等

診療報酬改定DXの推進

医科・DPC向けの共通算定モジュールと連携したレセプトコンピュータの順次利用開始・普及

請求支援機能の設計・開発(共通算定モジュールに追加実装)

請求支援機能の運用開始・普及

労災版共通算定モジュールの設計・開発

労災版共通算定モジュールの運用開始

地方自治体が実施する医療費等助成事業の都道府県を跨いだ現物給付化の推進

標準仕様に準拠したクラウド型レセプトコンピュータの導入・移行促進
データ互換性の向上に資するデータ規格の標準化等の取組推進

電子処方箋の普及と 利活用等の推進

電子処方箋の普及と利活用等の推進

電子カルテ情報共有サービスの 運用開始と情報の拡張

臨床現場で支障なく運用が可能な文書・情報から
全国での運用開始、サービスの導入支援、共有する情報の拡大

救急時における患者の医療情報を
全国の医療機関等で確認できる
仕組みの機能強化

情報連携項目の追加、その他さらなる利便性向上、機能拡充等

救急隊と医療機関で傷病者情報の
共有を可能とする「救急医療情報
連携プラットフォーム」を構築

システム仕様書と
要件定義書作成

国システムを
構築

プレ運用

全国展開

次の感染症危機に 備えた対応等

発生届と電子カルテの連携に係るシステムの調査研究

システム仕様書と要件定義書作成

各システムの改修・テスト運用

通知のデジタル化に係る検討

通知のデジタル化

中央データサーバー構築及び電子カルテシステムとの連携に向けた検討・対象感染症の拡大に向けた検討

医療情報化推進方針(案) 工程表

対象期間

2026年(令和8年)10月1日～2030年(令和12年)3月31日

2. 全国医療情報プラットフォーム

医療情報基盤		(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)	(令和11年度)
診断書等提出の電子化	システム化に向けた調査研究	システム仕様書と要件定義書作成		システムを構築	
HPKI等の暗号移行対応等	次期HPKIルート認証局開発	次期HPKIサブ認証局開発		HPKI暗号移行に伴い、改修が必要となる関連システム等の改修対応	
	オン請求ネットワーク関連システムの新共通認証局開発	新共通認証局にて新電子証明書発行			
医薬品コードの整備	コードの整備・早期付番				
	医療用医薬品の公的なデータベースの構築		データベースの公開・維持管理		
介護情報基盤					
介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備	順次利用開始（令和10年度を目処に全ての自治体で利用開始を目指す）				
	医療情報基盤との連携等、機能の拡充に向けた検討				
行政・自治体情報基盤					
PMH分野横断共通機能の運用	デジタル庁からDX審査支払機構への移管準備	DX審査支払機構による管理・運用等			
医療費助成のオンライン資格確認の更なる推進	全国規模での導入	未導入自治体・医療機関等の支援等環境整備を進める			
	デジタル庁からDX審査支払機構への移管準備	DX審査支払機構による管理・運用等			
予防接種事務のデジタル化	システム整備・検討	必要な検討を行いながら、自治体システムの標準化の取組状況を踏まえ、全国展開			
母子保健DXの推進	希望自治体での実証事業	乳幼児健診等の全国展開			
	集合契約・請求支払システムの要件定義	集合契約・請求支払システムの開発・運用等			
自治体検診情報を共有する仕組みの構築		希望自治体での実証事業を踏まえ、全国展開を目指す			全国展開
		システム改修			
生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進	生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進				

医療情報化推進方針(案) 工程表

対象期間

2026年(令和8年)10月1日～2030年(令和12年)3月31日

2. 全国医療情報プラットフォーム

行政・自治体情報基盤

指定難病の特定医療費、
小児慢性特定疾病医療費の
支給認定申請手続のオンライン化

自立支援医療の支給認定申請等
のオンライン化

難病・小児慢性特定疾病・
自立支援医療の
自己負担上限額管理票の電子化

開発検討・実証を行い、全国的な導入に向けた準備を進める

オンライン申請時の市区町村経
由事務廃止に係る自治体調査を
行い、対応を検討し、結論を得る

マイナポータルによる申請を可能とすることを検討

一部自治体で
実証事業を行う

全国的な導入に向けた準備を進める

マイナポータル及びマイナポータルAPI

国民への医療等情報の還元

マイナポータルを通じた情報提供の充実及び取得可能な情報を活用した事務手続の効率化

マイナポータルAPIの活用による民間の健康管理アプリ等のサービスとの連携の拡充

3. 医療等情報の二次利用

公的DBにおける
仮名化情報の利用・提供

公的DBの仮名化情報の利用・提供を可能とするための検討、必要なシス
テムの改修・開発

公的DBの仮名化情報の
利用・提供の開始

電子カルテ情報データベースの
構築及び運用

電子カルテ情報共有サービスで共有される情報を格納するための
電子カルテ情報データベースの整備

電子カルテ情報データベースの運用開始

自治体検診情報の二次利用

自治体検診DBの検討・構築

運用
開始

公的DB等の情報連携基盤の
構築及び利用促進

公的DB等をクラウド環境で利用・解析するための情報連携基盤の整備
公的DB等の申請・審査等の一元化に係る体制の整備

クラウド環境の情報連携基盤の運用開始
一元化された申請・審査等の体制の運用開始

次世代医療基盤法等に基づく
民間保有のデータベースの
利活用の推進

次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用の推進

医療等情報の利活用を更に円滑
化するための制度枠組み等の検
討

検討会における
「議論の整理」

法改正を要する場合は
令和9年通常国会に法案提出

保健医療等情報を正確に連結
するために必要な情報の提供

保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供

保険者による保健事業の
推進支援

保険者による保健事業の推進